平成２７年（フ）第８５１号
横浜市中区本牧町２丁目437番地　ウインビュー本牧102号室
債務者　原山　和良
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２７号
栃木県鹿沼市玉田町595番地
債務者　藤田　とき
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２１８号
静岡県浜松市中区泉町847番地の70
債務者　伊藤由利佳
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第４２８号
横浜市瀬谷区阿久和西１丁目３番地１　ブルーハイム203号
債務者　田中　　哲
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７５３号
横浜市栄区田谷町2025―16　上野方、住民票上の住所神奈川県藤沢市高倉657番地の１フローラ湘南102号室
債務者　田母神　亮
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月28日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４１号
栃木県小山市大字間々田1592番地３
債務者　藤本　　忠
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月４日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第２６６号
静岡市駿河区桃園町19番１号　下川原団地１号棟305、旧住所東京都福生市南田園３丁目３番地　福生団地13―803
債務者　荒井　孝廣
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１７３号
愛知県春日井市高蔵寺町北１丁目179番地
破産者　株式会社コッシ
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４４７号
兵庫県尼崎市東難波町５丁目14番29号
破産者　有限会社ＫＹ
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８３８号
大阪市住吉区万代東４丁目68番１
破産者　一枝建設株式会社
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２５０号
大阪市平野区加美東６丁目１番７号
破産者　秀和オフセット株式会社
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０３９号
大阪市平野区長吉六反４丁目６番44号
破産者　オークス株式会社
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７０４号
大阪市東成区大今里西１丁目23番５号
破産者　巴鍍金工業株式会社
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４３号
大阪府羽曳野市西浦1159番地の５
破産者　株式会社トゥインクル
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１２４号
兵庫県伊丹市森本２丁目６番２号
破産者　有限会社兼子総組
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２４年（フ）第１５７号
兵庫県加古川市志方町横大路878番地
破産者　稲岡工業株式会社
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第８１号
兵庫県高砂市米田町米田130番地の６
破産者　織田テクニカルサポーティング株式会社
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１９号
北海道虻田郡喜茂別町字喜茂別411番地
破産者　橋詰建設株式会社
1　決定年月日　平成27年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所岩内支部

平成２７年（フ）第４３号
愛知県江南市五明町大膳17番地の１
破産者　有限会社ポモ・ドーロ
1　決定年月日　平成27年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部